

(J1-4) 土木学会役員・委員等国内出張旅費規則

昭和48年8月24日	制 定
昭和51年2月27日	一部改正
昭和53年7月28日	〃
平成4年3月19日	〃
平成6年3月18日	〃
平成7年2月2日	〃
平成17年11月15日	〃
平成22年3月19日	〃
平成23年11月18日	〃
2023年1月20日	〃

(適用範囲)

第1条 本会の役員、委員等が、本会の会議、委員会（受託の場合を除く。）等のため国内を旅行する場合の旅費については、原則として、この規則による。

(旅費の構成)

第2条 旅費は、交通費、日当および宿泊費を支給する。ただし、災害緊急対応業務規程（平成17年6月21日理事会承認）に規定する土木学会災害調査団にあつては国内旅行保険を追加する。

(交通費)

第3条 交通費は、原則として、鉄道の旅客運賃、特急料金および指定席料金ならびに船舶の旅客運賃を、路程に応じて支給する。ただし、片道30km以内の旅行については、交通費を支給しない。

2 鉄道の特急料金および指定席料金は、特急を運行する路線で、片道100km以上を旅行する場合に支給することができる。

3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、航空機の旅客運賃を支給することができる。支給額は実費とするが、上限は「ビジネスきっぷ」料金とする。

- (1) 片道1,000km以上を旅行する場合
- (2) 移動時間が片道4時間を超える場合
- (3) 業務上必要と認める場合

(日当)

第4条 日当は支給しない。ただし、常勤の役員については、1日あたり3,000円（片道100km未満を旅行する場合は半額）の日当を支給する。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は、業務上必要と認めた場合に、原則として実費を支給する。ただし、支給を受ける者の区分により、別表-1に定める金額を上限とする。

(パック料金の取扱い)

第6条 交通費と宿泊費が一体になったチケットを利用する旅行等で、交通費、宿泊費毎の実費が不明な場合は、当該料金を支給額とする。

(保険料)

第7条 第2条第1項ただし書きの土木学会災害調査団に対する国内旅行保険は、土木学会の負担として死亡時保証金額3千万円に必要な保険掛金額を支給する。なお、実際の保証金額および受取人の設定は、学会としては問わない。

(旅費の概算払および精算)

第8条 旅費は、旅行前に概算により支給することができる。

2 前項の場合および旅行中に用務その他の都合によって路程等を変更した場合は、旅行終了後直ちに精算するものとする。

(規則の変更)

第9条 この規則の変更は、理事会において行う。

- 附則（昭和48年8月24日 理事会議決） この規程は、昭和48年9月1日から施行する。
- 附則（昭和51年2月27日 理事会議決） この変更規程は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附則（昭和53年7月28日 理事会議決） この変更規程は、昭和53年7月28日から施行する。
- 附則（昭和57年3月24日 理事会議決） この変更規程は、57年4月1日から施行する。
- 附則（平成4年3月19日 理事会議決） この変更規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 附則（平成6年3月18日 理事会議決） この変更規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 附則（平成7年2月2日 理事会議決） この変更規程は、平成7年3月1日から施行する。
- 附則（平成17年11月15日 理事会議決） 規程から内規に変更し、平成17年11月15日から施行する。
- 附則（平成22年3月19日 理事会議決） この変更内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。
- 附則（2023年1月20日 理事会議決） この変更規則は、2023年2月1日から施行する。

別表－1 会議、委員会等の宿泊費の上限

(単位：円)

区 分	甲 地 方	乙 地 方
会長、次期会長、副会長、専務理事	14,800	13,300
理事、監事	13,100	11,800
支部長、支部幹事長、委員会委員長	13,100	11,800
委員会の委員、幹事	10,900	9,800

(注) 委員会委員長とは親委員会委員長を指す(小委員会、部会等の長は該当しない)。
甲地方とは、財務省令で定める地域(東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市)をいう。乙地方とは甲地方以外の地域をいう。